

## おぐにコミュニティ協議会規約

### 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、「おぐにコミュニティ協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、地域住民及び団体が行う自主的かつ主体的な活動を通して、地域住民相互交流と連携を深め、住民一人ひとりが充実した人生を送ることができるよう地域課題を解決しながら、住みよい地域社会づくりを推進することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域コミュニティ意識の普及及び啓発に関すること。
- (2) 地域住民相互の交流、親睦及び連帯感の醸成に関すること。
- (3) 地域の環境美化及び防犯・防災・交通安全に関すること。
- (4) 福祉の向上及び健康保持に関すること。
- (5) 女性・若者の参画及び青少年の育成に関すること。
- (6) スポーツ及び文化芸術の振興に関すること。
- (7) 地域づくり交流会事業に関すること。
- (8) その他、本会の目的に寄与する事業

(構成員)

第4条 協議会は、長岡市小国地域の住民、関係地域団体及び関係機関をもって構成する。

### 第2章 組織

(組織)

第5条 協議会の運営を円滑に行うため、運営委員会(以下「委員会」という。)、役員会及び広報委員会を置く。

2 協議会の事業を推進するため、次に掲げる専門部会(以下「部会」という。)を置く。

- (1) 生涯学習部会
- (2) 福祉健康部会
- (3) 子ども若者部会
- (4) まちづくり部会

### 第3章 役員

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名

(役員を選出)

第7条 正副会長は、委員会の委員の中から互選で選任する。

(役員職務)

第8条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、協議会長事故あるときは、その職務を代行する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、役員は、任期満了後においても、後任の役員が就任するまでその職務を行うものとする。
- 3 役員が欠けたときはこれを補充し、その任期は、前任者の残任期間とする。

### 第4章 運営委員会

(委員会の構成)

第10条 委員会は、小国地域集落の代表者、地域委員、関係機関の代表者及び専門部会代表者等をもって構成する。

- 2 委員会の委員数は、20名以内とする。

(委員任期)

第11条 委員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員は、任期満了後においても、後任の委員が就任するまでその職務を行うものとする。
- 3 委員が欠けたときは、これを補充し、その任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第12条 委員会は、会長が召集し委員会の議長となり、協議会に関わる事項を審議し、決定する。

- 2 会議は、過半数の出席で成立し、出席者の過半数で決するものとする。

(審議事項)

第13条 委員会は、次の事項を審議し、決定する。

- (1) 協議会の事業の計画及び実施に関すること。
- (2) 協議会の予算及び決算に関すること。
- (3) 協議会規約等の改正に関すること。
- (4) 前各号に掲げることのほか、必要と認められる事項

## 第5章 役員会

(役員会の構成)

第14条 役員会は、会長、副会長及び専門部会長、地域学びコーディネーターをもって構成する。

(会議)

第15条 役員会は、必要に応じて会長が召集し、協議会に関わる事項のうち軽微な事項を審議し、決定することができる。

2 会議は、過半数の出席で成立し、出席者の過半数で決するものとする。

(審議事項)

第16条 役員会は、次の事項を審議し、決定する。

- (1) 委員会の開催に関すること。
- (2) 地域づくり交流会の開催に関すること。
- (3) コミュニティセンター職員の選考及び推薦に関すること。
- (4) 緊急の事項に関すること。
- (5) 前各号に掲げることのほか、必要と認められる事項

## 第6章 専門部会

(部会の構成)

第17条 部会は、次の者をもって構成する。

- (1) 小国地域の住民で、事業に協力しようとする者
- (2) 小国地域内で活動する各種団体の構成員
- (3) 部会長から推薦された者

2 部会の委員数は20名以内とする。

(部会の役員)

第18条 部会に次の役員を置く。

- (1) 部会長 1名
- (2) 副部会長 1名

2 前項の役員は、部会の会員の中から互選により選任する。

(部会の役員の任期)

第19条 部会の役員の任期は、選任された日から2年とし、再任を妨げない。ただし、後任の役員が就任するまでは、任務を継続して行わなければならない。

2 部会役員が欠けたときは、これを補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

(部会の職務)

第20条 部会は、協議会の目的及び事業に基づいて、次に掲げる活動を行う。

- (1) 生涯学習部会 生涯学習活動及び文化・芸術の振興並びに生涯スポーツの振興に関すること。
- (2) 福祉健康部会 地域福祉活動の推進及び健康の維持、増進に関すること。

(3) 子ども若者部会 女性・若者の参画及び子育て支援並びに青少年の健全育成に関すること。

(4) まちづくり部会 集落活動の活性化、連携及び防犯・防災・交通安全並びに環境美化・保全に関すること。

(部会の会議)

第21条 部会の会議は、部会長が召集し、会議の議長となり、次の事項を審議し、決定する。

(1) 部会の事業の計画及び実施に関すること。

(2) 部会の運営に関すること。

(3) 前2号に掲げることのほか、必要と認められる事項

2 会議は、過半数の出席で成立し、出席者の過半数で決するものとする。

## 第7章 広報委員会

(広報委員会)

第22条 広報委員会は、次の者をもって構成する。

(1) 専門部会の代表

(2) 事務局員

2 広報委員会の委員数は8名以内とする。

(広報委員会の業務)

第23条 広報委員会は、正副会長と連携しながら次に掲げる業務を行う。

(1) コミュニティセンターだよりの発行に関すること。

(2) 行事案内チラシ発行等コミュニティ事業の案内等に関すること。

(3) 前2号に掲げることのほか、協議会の目的及び事業に関する広報全般に関すること。

## 第8章 事務局

(事務局)

第24条 協議会の事務を円滑かつ適正に処理するため、事務局を「小国地域コミュニティセンター」内に置く。

2 事務局は、協議会の運営に必要な事務及び会計の処理にあたる。

3 事務局員は、コミュニティセンター長及びコミュニティセンター主事とする。

4 事務局員は、協議会の全ての会議に出席することができる。

## 第9章 会計

(会計)

第25条 協議会の経費は、市補助金、活動に伴う収入、寄附金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第26条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から始まり翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第27条 協議会の会計の適正を期するため会計監査委員を置く。

- 2 会計監査委員は委員会委員以外の地域住民2名とし、委員会で選任する。
- 3 会計監査委員は会計監査を行う。

## 第10章 雑則

(委任)

第28条 この規約に定めのない事項については、運営委員会で決定するものとする。ただし、軽微な事項は役員会で決定することができる。この場合、決定事項については決定後最初の運営委員会で報告するものとする。

(運営細則)

第29条 この規約の施行に関し、運営細則を設けることができる。

## 附 則

この規約は、平成26年4月1日から施行する。

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

この規約は、平成30年4月1日から施行する